麻機遊水地保全活用推進協議会
第 6 回 総会

日時：平成 30 年 10 月 16 日（火）19：00～20：30
場所：静岡市役所　本館 3 階　第 3 委員会室

＜議事次第＞

1.　開会

2.　報告事項

報告 1　第 5 回総会、第 4 回合同部会議事概要（資料 1）

報告 2　麻機遊水地保全活用行動計画見直しについて（資料 2）

報告 3　麻機遊水地の植生調査について（資料 3）

報告 4　協議会備品利用・所有データの取り扱いについて（資料 4）

報告 5　平成 30 年度上半期の取組み状況（資料 5）

報告 6　ベーテル麻機遊水地安東川ネットワークの設立について（資料 6）

3.　議事事項

議事 1　規約の改正について

議事 2　麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（案）（資料 7）

議事 3　平成 30 年度協議会補正予算（案）（資料 8）

4.　その他

(1) 協議会年間スケジュール（資料 9）

(2) 自然再生協議会全国会議（資料 10）

(3) 今後のイベントについて

・第 6 回麻機遊水地フェスタ　10/20（土）
・産業フェアしずおか　11/24（土）～25（日）
・柴揚げ漁　1/20（日）
・火入れ
・遊水さくら祭り

5.　閉会

麻機遊水地保全活用推進協議会規約

麻機遊水地は、市街地に近接している貴重な緑地空間である。また、新東名高速道路、国道１号バイパス等からの交通アクセスが良く、周辺には医療・福祉施設が多数存在している。この立地条件を活かし、より一層、麻機遊水地が地域の活性化に資するため、麻機遊水地地区グランドデザイン（平成27年度静岡市策定）が策定され、「治水機能を確保しつつ、地域の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指す」ことが基本的な方針とされた。この方針において「自然環境の再生」「環境を活用した健康づくりの支援」「交通の利便性を活かした交流の拠点」「自然と歴史を体感する憩いの場」「周辺の福祉・医療機関や企業と連携した自然との共生」「豊かな自然を活かした体験の場」を６つの柱とし、麻機遊水地地区の地域振興が推進されているところである。

そのような中で、これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、今般、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地地区における官民一体となった総合的な保全活用の推進に向けた取組及び医療・福祉・農業を通じた障害者等の自立支援の場を創出する取組を円滑に推進するため、麻機遊水地保全活用推進協議会を次のとおり設立する。

（名称）

第１条　本会は、麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）に基づく自然再生を推進し、かつ当該地域の活性化を図るため、麻機遊水地保全活用行動計画（以下「行動計画」という。）を作成し、当該地域における官民一体となった総合的な取組を推進することを目的とする。

（所掌事項）

第３条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）行動計画の作成及び運用に関すること。

（２）法第８条に規定する自然再生協議会の所掌事務に関すること。

（３）前号に掲げるもののほか、行動計画に基づく麻機遊水地地区における総合的な取組の推進に関し協議会が必要であると認める事項

（協議会）

第４条　協議会は、別表１委員の欄に掲げる委員及び静岡市長を構成員とする。

２　協議会に、次に掲げる会議を置く。

（１）総会

（２）自然再生部会、地域活性化部会及びベーテル麻機部会（以下これらを「部会」という。）

（３）専門委員会

３　協議会に会長及び監事２名を置く。

４　会長は、別表１会長の項に掲げる者とする。

５　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

６　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

７　監事は、別表１委員のうちから毎年度総会において定める。ただし、会長、部会長及び副部会長は監事を兼任できない。

８　監事は、会計及び事業を監査する。

（総会）
第５条　総会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）事業計画及び予算に係る審議
（２）決算に係る審議
（３）監事及び専門委員の選任又は解任に係る審議
（４）第３条の所掌事項に係る協議
（５）その他協議会の運営に関する重要事項の審議
２　総会の委員は、委員全員で構成する。
３　総会の会議は、会長が招集する。
４　総会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
５　委員は、やむを得ない理由があるときは、その委任する者を総会の会議に代理出席させることができる。
６　会長は、総会の会議の議長となる。
７　総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
８　総会は、必要があると認めるときは、総会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
９　第８条に規定する協議会員は、総会の会議を傍聴することができる。

（部会）
第６条　部会は、協議会の目的を達成するため、麻機遊水地の保全及び活用についての協議を行う。
２　部会の部会員は、第８条に規定する協議会員をもって充てる。
３　部会に部会長及び副部会長を置き、毎年度部会員の互選によりこれを定める。
４　部会の協議内容及び実施内容は、別に定める。
５　部会は、協議内容を総会に報告するものとする。
６　前条第３項、第６項及び第８項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において同条第３項及び第６項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第３項、第６項及び第８項中「総会」とあるのは「部会」と、それぞれ読み替えるものとする。

（専門委員会）
第７条　専門委員会は、総会からの要請に応じ、麻機遊水地の自然再生について技術的及び学術的知見から助言及び提言を行う。
２　専門委員会の専門委員は、自然再生に関し優れた識見を有する者として別表２に掲げる者をもって充てる。
３　専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

（協議会員）
第８条　協議会に協議会員を置く。
２　協議会員は、個人又は団体若しくは法人の代表者で会長の承認を得た者とする。
３　前項の規定による承認を得て協議会員になろうとする者は、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。
４　協議会員は、次に掲げる事由に該当したときは、その資格を喪失する。
（１）退会
（２）死亡又は失踪の宣言
（３）団体又は法人の解散
（４）解任
５　協議会員が退会しようとするときは、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。
６　協議会は、協議会の運営に著しい支障をきたすときは、協議会員を解任することができる。

この場合においては、あらかじめ当該協議会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

（経費）
第９条協議会の経費は、静岡県及び静岡市からの負担金並びに協賛金をもってこれに充てる。

（事業年度）
第10条　協議会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（顧問）
第11条　協議会に顧問を置く。
２　顧問は、静岡市長をもって充てる。
３　顧問は、協議会の運営に関し指導及び助言をするほか、総会に出席し意見を述べることができる。

（事務局）
第12条　協議会の事務局は、静岡県静岡土木事務所企画検査課及び河川改良課並びに静岡市都市局都市計画部緑地政策課に置き、事務局長は、静岡市都市局都市計画部緑地政策課長の職にある者をもって充てる。

（雑則）
第13条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則
（施行期日）
１　この規約は、平成28年７月12日から施行する。
（部会長及び副部会長の選任の特例）
２　この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に選任される部会長及び副部会長は、第６条第３項の規定にかかわらず、会長が指名する。

（事業年度の特例）
３　施行日以後の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、施行日から平成29年３月31日までとする。

（継承措置）
４　この規約の施行の日の前日までに巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設置要綱の規定により行われた自然再生事業の実施及び維持管理に係る必要な協議、決定は、それぞれこの規約の相当規定によりなされたものとみなす。

別表１（第４条、第５条関係）

区分	委員
会長	東海大学名誉教授　田中博通
学識経験者	専門委員会の専門委員~~のうち２名~~
地域代表	城北学区自治会連合会会長
	竜南学区自治会連合会会長
	千代田東学区自治会連合会会長
	麻機学区自治会連合会会長
	流通センター地区代表
行政機関	静岡県交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長
	静岡県静岡土木事務所長
	静岡県健康福祉部政策監
	静岡市企画局企画課長
	静岡市環境局環境創造課長
	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課長
	静岡市都市局都市計画部公園整備課長
	静岡市建設局土木部河川課長
部会	部会長
	副部会長

別表２（第７条関係）

所属	専門分野	氏名
静岡植物研究会会長	植物	湯浅 保雄
NPO静岡県自然史博ネット理事	鱗翅類	高橋 真弓
日本野鳥の会 静岡支部 副支部長	鳥類	伴野 正志
静岡大学教育学部講師	爬虫類	加藤 英明

資料１

麻機遊水地保全活用推進協議会
第５回総会　議事概要

1. 開催概要

開催日：平成 30 年５月 10 日（木）19：00～20：30
場　所：静岡市役所新館　171、172 会議室
議事次第：

＜報告事項＞

報告１　第４回総会、第３回合同部会、
　　第３回専門委員会議事概要
報告２　平成 29 年度協議会の取組み

＜議事事項＞

議事１　平成 29 年度協議会決算報告
議事２　規約に基づく監事の選任
議事３　平成 30 年度協議会予算案（案）
議事４　平成 30 年度協議会の取組み計画（案）

＜その他＞

(1) 活動費助成金交付制度の検討について
(2) 協議会パンフレットリニューアルについて
(3) クリーン作戦について

＜静岡市からのお知らせ＞

(1) あさはた緑地(第１工区)一部供用開始のお知らせ
(2) 浅畑緑地(第３工区)におけるトイレの整備について

2. 議事概要

(1)議事 1「平成 29 年度協議会決算報告」

賛成多数により承認された。

(2)議事 2「規約に基づく監事の選任」

民間から、城北学区自治会連合会会長[redacted]委員、静岡市の職員から企画局理事の[redacted]委員が選任され、賛成多数により承認された。

(3)議事 3「平成 30 年度協議会予算案(案)」

賛成多数により承認された。

(4)議事 4「平成 30 年度協議会の取組み計画(案)」

賛成多数により承認された。

(5)委員からの意見・質問

■意見１：パンフレットについて

パンフレットの「麻機遊水地のいきもの」の中に「モンキチョウ（通年）」とあるが、これを「３月～12 月」に訂正をしていただきたい。高橋先生にも確認していただいた。

■意見２：浅畑緑地（第３工区）の基本計画について

第３工区全体の基本設計に関して、今ヒアリングやワークショップが終わって、再度ワークショップを最終的に開いて、基本設計が決まるという理解で良いか。

ベーテル麻機部会でも様々な意見が出ており、特に駐車場の位置に関して、車いすの動線と車の動線が重なるところは危険ではないか等といった意見が挙がっている。その辺も、トイレの位置、かさ上げに関わるかもしれないため、ご配慮いただければと思う。

（回答）

次のワークショップを今年度中に予定している。そのワークショップを最終とし、素案を作った後、市と県で調整させていただき、また協議会に諮りたいと考えている。

＜参考：協議会パンフレット配架先一覧＞

No.	宛先	No.	宛先
1	静岡県立静岡中央高等学校	17	清水中央図書館
2	環境創造課	18	清水興津図書館
3	公園整備課	19	蒲原図書館
4	河川課	20	中央図書館麻機分館
5	葵区役所地域総務課	21	中央図書館美和分館
6	駿河区役所地域総務課	22	駿河区役所長田支所
7	清水区役所地域総務課	23	清水区役所蒲原支所
8	東部生涯学習センター	24	ふれあい健康増進館「ゆ・ら・ら」
9	西奈生涯学習センター	25	教職員課
10	中央図書館	26	緑地政策課　窓口配架
11	御幸町図書館	27	麻機湿原を保全する会
12	藁科図書館	28	地域の庭を作る会
13	西奈図書館	29	静岡県立静岡北特別支援学校
14	北部図書館	30	東海大学水棲環境研究会
15	南部図書館	31	一般社団法人 MOA ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ
16	長田図書館	32	交通基盤部　河川海岸整備課

麻機遊水地保全活用推進協議会
第４回合同部会　議事概要

1. 開催日：平成 30 年９月 27 日（木）　19：00～20：00

2. 場　所：静岡市役所新館　171、172 会議室

3. 議事次第

（1）開会

（2）報告事項

①規約の改正について

②第５回総会議事概要

③麻機遊水地保全活用行動計画見直しについて

④麻機遊水地の植生調査について

⑤協議会備品利用・所有データの取り扱いについて

⑥平成 30 年度上半期の取組み状況

（3）検討事項

①麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（案）

（4）その他

①自然再生協議会全国会議

②今後のイベントについて

（5）閉会

4. 議事概要（検討事項）

①あさはた公園緑地愛護会

・今年度も、申請をすれば補助が受けられるのか。
⇒受けられる。

・第１工区の北側歩道沿いに、10 人程の方が、あさはた緑地に訪れる人に楽しんでもらえるようチューリップ、ひまわりなど年間を通じて園芸種を植えている。この協議会に登録はしていないが、補助は受けられるか。
⇒補助を受けるには協議会かつ部会に参加する必要がある。

・２月に遊水さくら祭りを開催予定だが、イベントで使用する音響セット等も事業費として考えて良いか。
⇒問題ない。内容については個別に審査時に確認するが、基本的にはイベント開催に係る費用については、全面的に補助をしたいと考えている。

②麻機遊水地柴揚げ漁保存会

・今まで柴揚げ漁は、実績報告として予算書と決算書を合わせて提出し、事後払いで補助をいただいていた。今回の補助金は申請時と報告時で２度書類を提出しなければならないが、１回にまとめることはできないか。
⇒活動団体の多くが一年を通して活動していることや、金額も上限 20 万円と多額であることから立替えが難しいと考え、事前払いとした。そのため、申請時と報告時の２度書類の提出が必要となる。

・立替えをして報告書を提出しても、予算書を始めに提出していなければ、補助の対象外となるか。
⇒今後は、提出していただいた予算書をもとに、協議会全体の予算を検討していくことにもなるため、事前の提出をお願いしたい。

③麻機ウェットランドクラブ

・予算書について、年間事業の会計の中に補助金を組み込む形になると思うが、そうすると、次年度への繰越金が出る可能性があるが、問題ないか。
⇒予算書・決算書と、内訳書がセットになっており、内訳書にて補助金が年度内に使用されていることが確認できれば問題ない。
・予算書支出欄には活動ごとの金額を記載するが、支出内訳書には活動を記載する欄がなく、どの活動に対しての費用か分からないと思うが、問題ないか。
⇒現状ではそこまで求めていないため問題ない。ただ、事務局としても初めての運用であるため、場合によってはその辺りについても求める可能性はある。

④城北学区自治会連合会

・補助の対象となる具体的な事例を示してほしい。
⇒総会までに検討させていただく。

⑤ベーテル麻機部会

・今年補助を申請する見込みの団体数は把握しているか。また、その中にベーテル安東川ネットは含まれているか。
⇒例年の活動をもとに、またベーテル安東川ネットも含めおおよその数を想定している。
・ベーテル部会の中で、活動内容の違う団体ごとに申請を出してよいか。
⇒要綱としては、団体に関して第３条に記載しており、「団体の最低構成人数は５人以上とし、事業及び事業実施場所に重複がない場合は補助対象とする」とあるため、活動が異なれば交付は行うが、申請が多い場合、予算にも限りがあるため、希望の金額が交付出来ない場合がある。
・今年の申請数によって、来年からの予算を検討することはあるか。
⇒今年度は下半期のみで、実際には来年度が本格的なスタートと考えている。来年度は申請を踏まえた上で予算の編成を行うため、ある程度都合は付けられると思うが、申請の状況を見て調整を行いたい。

⑥あさはた公園緑地愛護会

・人件費が出ることは良いと思うが、団体ごとに支払額が異なってしまうと思うため、人件費の金額について簡単なガイドラインがあると良い。
⇒総会までに検討させていただく。

（その他会員からの意見）
・今人件費のお話があったが、別件で水産庁の補助を受けており、水産庁では人件費は、出面表の提出が求められる。

資料 2

麻機遊水地保全活用行動計画の見直しについて

●見直しの経緯

麻機遊水地保全活用推進協議会では、平成 29 年 5 月に策定した「麻機遊水地保全活用行動計画」（以下、行動計画）をもとに取組みを進めてきましたが、行動計画の中で設定した短期・中期・長期計画の、短期計画が今年度で終了することに伴い、行動計画の見直しを検討しています。

●検討内容（案）

以下の通り文言を変更する。

・短期・中期計画→実施計画

・長期計画→目標

目標：全体構想の目標（最終的な完成形）

実施計画：目標達成に向けた取組み。「第〇期実施計画」と数年区切りで実施計画を重ねていくようにする。

＜現状＞

短期計画 ▶ 中期計画 ▶ 長期計画

＜修正案＞

実施計画（第 1 期実施計画　第 2 期実施計画　……）▶ 目標

・調査手法の確立
・改善、維持のための取組みを検討

	第 1 期実施計画	第 2 期実施計画	…
環境調査	●試験的な調査 手法、範囲などの検討	●継続	
取組み	●取組みの継続 ●取組みによる成果の記録 再生範囲、イベント参加人数等	具体化	

・取組みを評価し計画を検討
（継続、変更、中止、追加）

行動計画Ｐ37　改定前

第５章　麻機遊水地保全活用行動計画

5-1　行動計画の進め方

行動計画では、短期計画（H29 年度から H30 年度の２カ年）と中期計画（H31 年度から H34年度の４カ年）を設定し、官民が連携しながら順応的に自然再生全体構想やグランドデザインの目標を達成するために取組みを進めていくものとする。

長期計画については、取組み範囲を遊水地からその周辺部にも広げ、民間主導で遊水地と地域とが一体となった取組みを進めていくことを目標とする。

■短期から長期計画の取組みイメージ

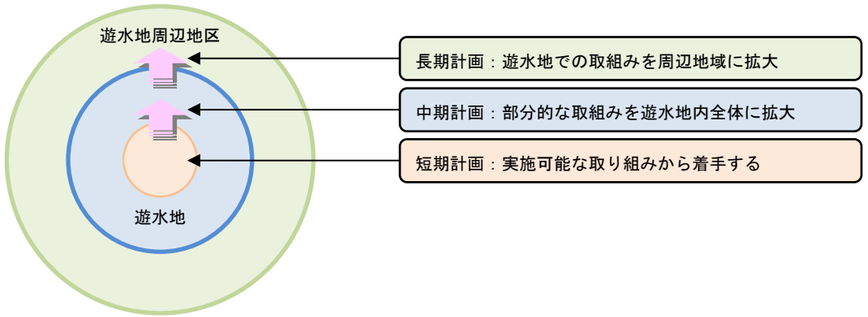

■短期計画と中期計画（実施可能な取組みから⇒遊水地全体に拡大）

事業	種類	短期計画（H29-H30）	中期計画（H31-H34）
遊水地関連事業の整備目標	治水整備	・第 2-1 工区の治水整備と、第 2-1 工区内の自然再生・利活用に関する計画検討。	・第 2-1 工区の自然再生・利活用に関する取組み。 ・治水容量の確保および維持、管理費の削減のための取組み。
	公園整備	・第１工区の整備と、第３工区の公園計画の検討。	・第３工区の公園整備。 ・第１工区の利用促進、管理費の削減。
協議会関連の取組み目標	生態系	・現状の課題点の改善。	・良好な生態系の維持と拡大。
	周知	・イベント、ホームページ、パンフレット等による情報発信、住民等への周知。	・未来遺産運動やラムサール条約湿地登録に向けた取組みの推進
	利用	・遊水地の自然を活かした、利活用方法の検討と実施。 ・市民や地域住民、障がい者等が、参加できる観察会、イベント等の開催。	・広域からの観光や交流の場としての利用や、バイオマス燃料の供給の場としての利用の推進。
	参加	・協議会や市民、地域住民を中心とした事業の推進。	・協議会委員以外の、市民や企業、大学の積極的な参加による事業の推進。
	運営	・行政が事務局となり、各種助成金や企業からの支援なども活用し運営。	・NPO、各種団体が主体となり、各種助成金や企業からの支援、活動利益等を活用し運営。

■長期計画

○自然再生全体構想、麻機遊水地地区グランドデザインを踏まえながら、遊水地周辺と連携し取組みを拡大していく。

行動計画Ｐ37　改定後

第５章　麻機遊水地保全活用行動計画

5-1　行動計画の進め方

行動計画では、「第○期実施計画」という形で、評価検証をしながら数年区切りで実施計画を積みかさね、官民が連携しながら順応的に自然再生全体構想やグランドデザインの目標を達成するために取組みを進めていくものとする。

将来的には、取組み範囲を遊水地からその周辺部にも広げ、民間主導で遊水地と地域とが一体となった取組みを進めていく。

■取組みの進め方イメージ

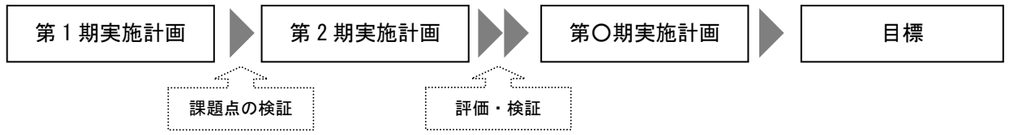

■取組み範囲のイメージ

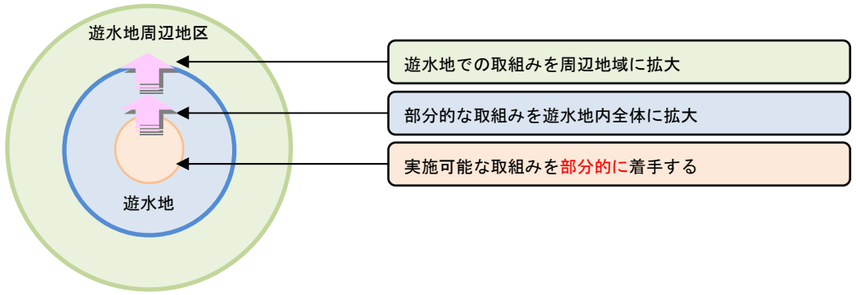

■実施計画（実施可能な取組みから⇒取組みを評価・検証しながら目標へ）

項目	種類	第１期実施計画（H29-H30）	第２期実施計画（H31-H34）	評価・検証	第３期実施計画
遊水地関連事業	治水整備	・第 2-1 工区の治水整備と、第 2-1 工区内の自然再生・利活用に関する計画検討。	・第１期計画を継続	自然環境や取組みを考慮した事業の検討	計画の具体化
	公園整備	・第１工区の整備と、第３工区の公園計画の検討。	・第１期計画を継続		
協議会の取組み	環境調査	・試験的な調査を実施	・調査手法の継続、見直し	・調査手法の確立 ・改善、維持のための取組みを検討	
	生態系	・現状の課題点の改善。	・第１期計画の取組みを継続しつつ、課題点を検証する ・補助金制度を活用した取組みの実施	・取組みを評価し、時期計画を検討（継続、変更、中止、追加）	
	周知	・イベント、ホームページ、パンフレット等による情報発信、住民等への周知。			
	利用	・遊水地の自然を活かした、利活用方法の検討と実施。 ・市民や地域住民、障がい者等が、参加できる観察会、イベント等の開催。			
	参加	・協議会や市民、地域住民を中心とした事業の推進。			
事務局運営	運営	・行政が事務局となり運営。	・補助金制度運用方法の確立	・運営方法の見直し	

資料３

麻機遊水地の植生調査について

麻機遊水地の自然再生事業の推進にあたり、自然環境に関するデータ蓄積の一貫として、植生判読素図を作成するとともに、植物相調査（秋）を実施し、次年度以降に実施する植生調査及び植物相調査の現地調査計画を立案することを目的とし植生調査を実施する。

（１）調査対象地

麻機遊水地第３工区（55ｈａ）

麻機遊水地第４工区（32ｈａ）

麻機遊水地第１工区（21.7ｈａ）

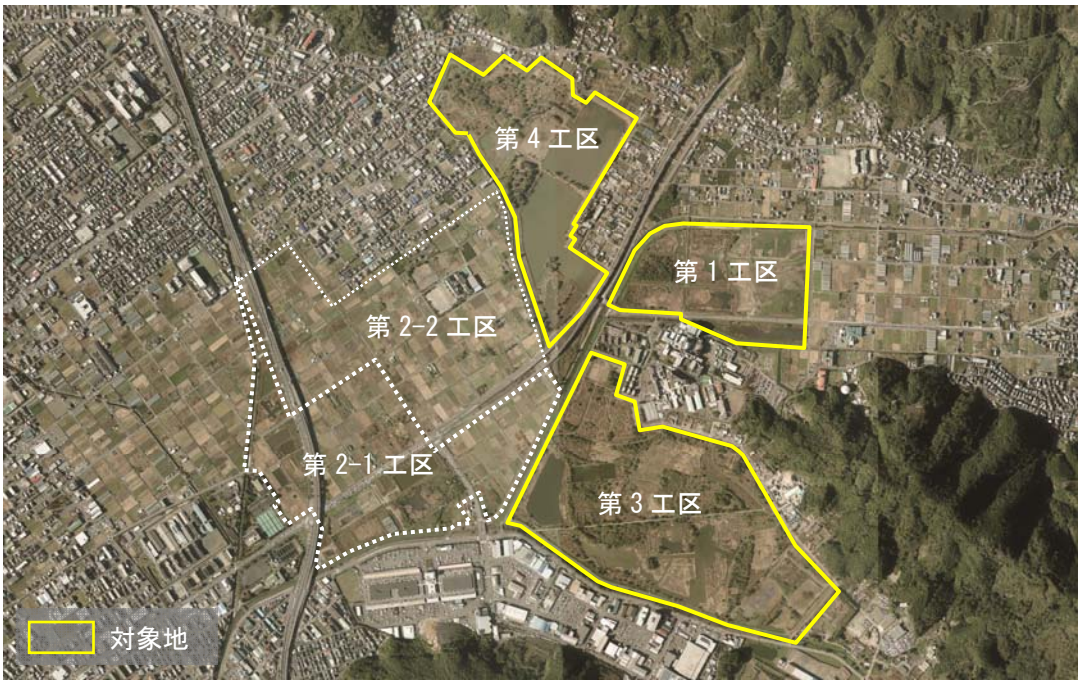

（２）調査期間

平成 30 年９月～平成 31 年３月

（３）調査内容

①植生判読素図作成

ドローンを活用し撮影されるＵＡＶ画像（高度 112m～150mで撮影）を用い、植生図の判読素図（木本、草地、裸地、水辺、人工構造物を判読）を作成する。なお、植生判読素図は、次年度夏に実施予定の植生調査（群落組成調査）の基礎調査とする。

②植物相調査

任意踏査による目視確認により重要種（環境省版レッドリスト種、静岡県版レッドリスト種）および外来種（特定外来生物、生態系被害防止外来種リストに基づく緊急対策外来種、重点対策外来種）を確認し、GPS にて位置情報を記録する。

③有識者ヒアリング

有識者（湯浅保雄氏）に、ヒアリング（現地調査前・現地調査計画作成後の２回）し、助言を得る。

資料４

協議会備品利用・所有データの取り扱いについて

1. 草刈機貸出の取り扱いについて（案）

事務局で遊水地での活動のため、草刈り機（肩掛け式）を５台購入したため、その貸出の取り扱いを定める。

（１）草刈機の使用を希望する場合、利用者は静岡市緑地政策課（054-221-1251）に連絡する。
（２）使用日を確認し、重複がなければ貸出手続を進める。
（３） 流通センター倉庫にて貸出するため、緑地政策課職員と利用者が流通センター倉庫に集まる日時を決める。
（４） 緑地政策課から流通センター（054-263-2000）に連絡し、倉庫に集まる日時に鍵を使用する旨を伝える。
（５） 草刈機の貸出と共に使用簿に記入をしてもらう。また、返却日の調整を行い、流通センターに返却日に鍵を使用する旨を伝える。
（６）（草刈機の刃を別途貸し出す場合、草刈刃の使用簿にも記入してもらう。）
（７） 返却日に緑地政策課の立ち合いで、草刈機を返却してもらい、使用簿に記入してもらう。立ち合いの職員は、点検欄に名前を記入する。

■草刈り機保管場所倉庫位置図

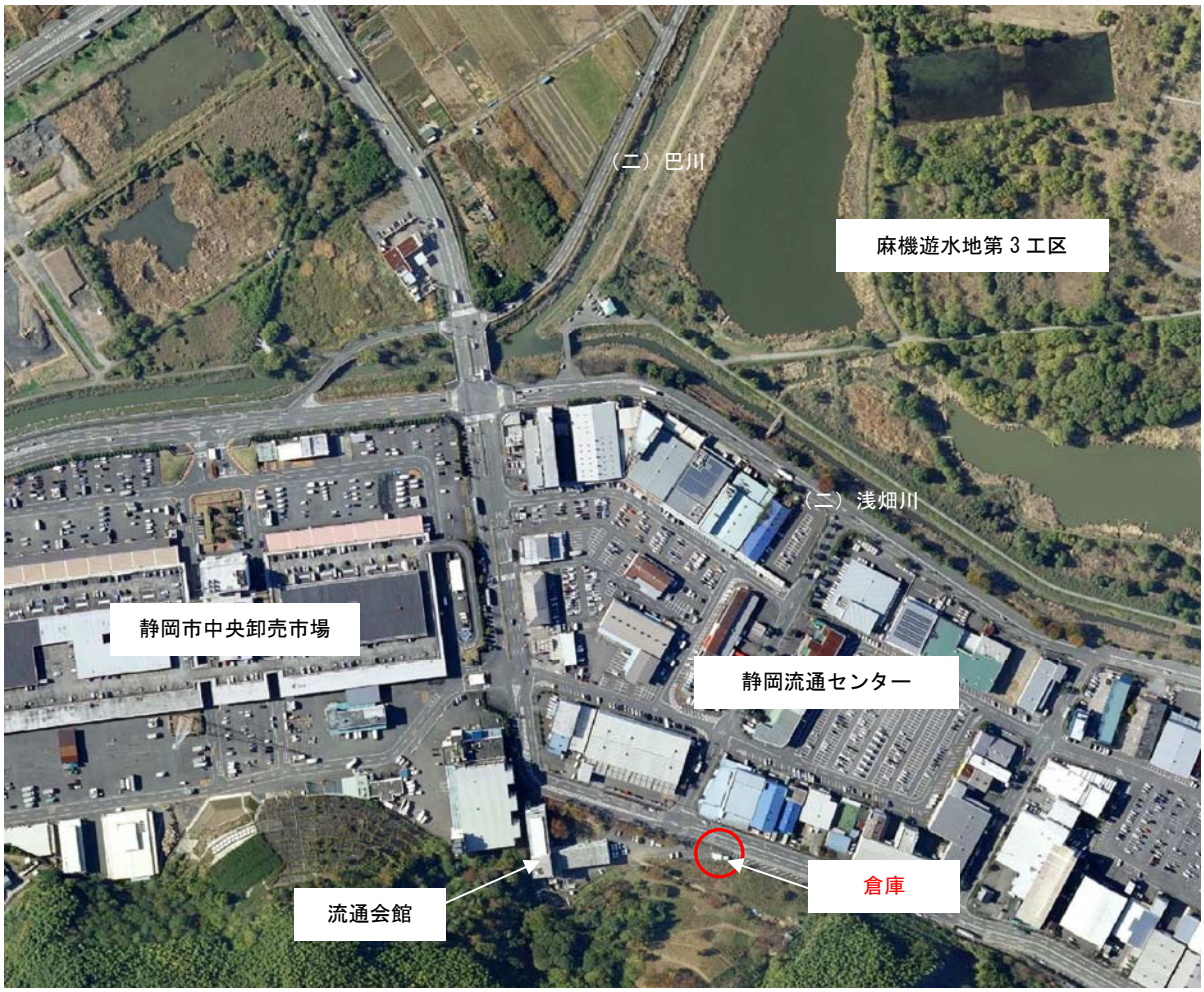

■草刈り機使用簿

<table>
<tr><td>貸出日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td>返却日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>使用期間</td><td colspan="6">年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで</td></tr>
<tr><td>使用場所</td><td colspan="6">□第１工区　□第２工区　□第３工区　□第４工区　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用管理
責任者</td><td>団 体 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5">静岡市　　区</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用機体</td><td colspan="6">備品番号　No.（　15　・　16　・　17　・　18　・　19　）</td></tr>
<tr><td>点検箇所</td><td>点　検　内　容</td><td>使用前
確認
（○×）</td><td>使用後
確認
（○×）</td><td colspan="3">備　　考</td></tr>
<tr><td>1　本体部分</td><td>傷や変形はないか</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2　動力装置</td><td>エンジンは正常か</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　その他点検</td><td>燃料タンクは空になってるか</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>清掃はしてあるか</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ガソリン使用量</td><td colspan="2">L</td><td>草刈機の刃</td><td colspan="3">□　取り外しました</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3"></td><td>点検者</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2. 麻機遊水地保全活用推進協議会所有のデータの取扱いについて

事務局で管理している写真等のデータについて、各団体の活動等に利用したい旨の依頼が多くあるため、下記のとおり取り扱いを定める。

（１）データ利用を希望する場合、利用希望者は依頼文もしくはメール等文面で残る形で協議会事務局へ依頼すること。その際、下記の内容を提出すること。

①利用目的（内容、場所、期間等）
②担当者および連絡先
③具体的にどのデータを利用したいのかわかる書類

例）

（２）依頼を受けた場合、協議会事務局は、利用目的が協議会の理念に則したものかを確認した上で、下記の内容を伝えると共に該当のデータを利用希望者へ提供すること。

①「提供：麻機遊水地保全活用推進協議会」と記載すること
②目的外利用の禁止
③データ改ざんの禁止

（３）同様の利用であったとした場合（例年の活動、通年の活動）でも、その都度利用希望者は事務局へ依頼しなければならない。

（４）利用期限の上限は申請日より１年以内とする。

資料 5

平成 30 年度上半期の取組み状況

1. 平成 30 年度上半期取組み一覧

(1) 自然再生部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	自然観察会と今後を担う人材の育成	・市民へのPR ・人材の育成、確保	遊水地の生き物を探そう (7/29)　⇒台風のため中止	第 1 工区
2			オニバス観察会 (9/8)	第 3 工区
3			夜の昆虫観察会 (8/25)	第 4 工区
4			ミズアオイ観察会(9/29)	第 3 工区
5			サクラタデ観察会(10/13)	第 4 工区
6	お散歩観察会	・市民へのPR	お散歩観察会 (7/14 , 8/12)	第 1 工区
7	ハスの保全	・オニバスの保全	オニバスの保全 (草刈り・ヒメガマ除去)	第 1 工区 第 3 工区
8	湿地の撹乱 1	・撹乱依存種の保全 ・多様性のある湿地環境の創出	ミズアオイ生育箇所の撹乱	第 3 工区
9	湿地の撹乱 2	・撹乱依存種の保全 ・多様性のある湿地環境の創出	湿地の維持管理	第 4 工区
10	埋土種子実験	・埋土種子を明らかにする ・撹乱依存種の拡大を図る	埋土種子実験 (静岡北特別支援学校の授業として実施)	周辺地域

(2) 地域活性化部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	水田整備	・水田環境に依存する動植物の保全 ・遊水地の自然に関わるきっかけ作り	水田・ハス田の維持管理	第 1 工区
2	ハスの保全	・ハスの保全 ・市民へのPR	ハス(ハス池)の保全 (草刈り・ヒメガマ除去)	第 1 工区

(3) ベーテル麻機部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	水田	・遊水地の自然に関わるきっかけ作り ・水田環境に依存する動植物の保全	福祉水田	第 3 工区
2			福祉農園	
3	周囲堤の美化活動	・周辺施設の方が散策を楽しめる環境づくり ・地域や学校との交流、連携	堤防花壇の管理・除草	第 3 工区
4	堆肥作り	・遊水地や周辺の資源の活用 ・持続可能な取組みの検討	堆肥作り	静岡北特別支援学校

(4) 事務局

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	清掃活動の実施・美化活動	・遊水地の維持管理 ・障害者との連携	クリーン作戦 (5/19)	第 1,3,4 工区
2	自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座	・周辺施設との連携 ・市民へのPR	各種イベントや施設でのパネル展示	–
3	広報活動	・市民へのPR ・協議会内の情報共有	ホームページ維持管理	–

2. 平成 30 年度上半期取組み詳細

（1） 自然再生部会

①遊水地のいきものを探そう ／ 平井工業（株）、麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

平成 30 年 7 月 28 日（土）実施予定であったが、台風のため中止となった。

②お散歩観察会 ／ 麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

開催：平成 30 年 7 月 14 日（土）、8 月 12 日（日）

■結果・課題など

・第 1 工区を散歩しながら、植物を観察したり、ハスを使った遊びを実施。

・1 回目は約 5 名、2 回目は約 10 名が参加。

③オニバス観察会 ／ 麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

開催：平成 30 年 9 月 8 日（土）

■結果・課題など

・オニバスについての説明や現地での観察、「沼の婆さんの読み聞かせ」などを実施。

・市民約 25 名が参加。

④ミズアオイ観察会 ／ 麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

開催：平成 30 年 9 月 29 日（土）

■結果・課題など

・雨天であったが市民約 20 名が参加。

・指導員の解説を聞きながらミズアオイをはじめとする様々な植物を観察した。

⑤オニバスの保全（草刈り・ヒメガマ除去） / 麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

期間：平成 30 年４月～５月

■結果・課題など

・例年第 1 工区で保全活動をしているが、今年はオニバスの数が少なく、第 3 工区の方が多く再生した。

⑥ミズアオイ生育箇所の撹乱 / 麻機ウェットランドクラブ

■日時/期間

年間を通して実施

■結果・課題など

・ミズアオイの再生を確認。

⑦湿地の維持管理（第４工区）/ 麻機湿原を保全する会

■日時/期間

平成 30 年５月～(毎月１回程度)

■結果・課題など

・第４工区の草刈り、パトロールを実施。

⑧夜の昆虫観察会 / 麻機湿原を保全する会

■日時/期間

開催：平成 30 年８月 25 日（土）

■結果・課題など

・地域住民など約 10 名が参加し、講師による解説を聞きながら灯りに集まる昆虫を観察。
・気象の関係か、今年は昆虫が非常に少なかった。

⑨サクラタデ観察会 / 麻機湿原を保全する会

■日時/期間

開催：平成 30 年 10 月 13 日（土）

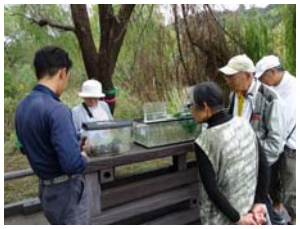

■結果・課題など

・野点、植物・魚類・昆虫類の観察会、地場産品の販売などを実施。
・約 30 名の市民が参加。

⑩埋土種子実験/ 生態系保全・活用検討会、静岡北特別支援学校

■日時/期間

埋土種子実験：年間を通して実施

■結果・課題など

・北特別支援学校の授業として実験を実施中。

（2）地域活性化部会

①水田・ハス田の維持管理 ／ あさはた緑地公園愛護会

■日時/期間

水田（２面）：苗植え（６月）　ハス田（２面）：植え付け（５月）

■結果・課題など

・社会福祉協議会が子どもたちに指導をしながら田植えや除草を行った。
・今後もちつきや、稲藁を使用した飾り作りなどを行う予定。
・ハス田は町内会で管理している。

②ハス（ハス池）の保全（草刈り・ヒメガマ除去） ／ あさはた緑地公園愛護会

■日時/期間

草刈り：平成 30 年４月～
ヒメガマの除去：平成 30 年５月 19 日（土）

■結果・課題など

・町内会で草刈りを行いハス池の景観を維持している。

(3) ベーテル麻機部会

①福祉水田 / 部会

■日時/期間

期間：平成 30 年５月～

■結果・課題など

・作業には有志の部会員が参加、田植え時には企業の新入社員が研修として参加。
・今年は田植えを平日に開催したため、福祉施設の方や、病院の患者さんなども参加した。

②福祉農園 / 部会、地域の庭を作る会、静岡北特別支援学校

■日時/期間

期間：平成 30 年３月～（毎月１回程度）

■結果・課題など

・ジャガイモを栽培･収穫し、現在はサツマイモ、ラッカセイ、ソバを栽培中。
・平日を作業日としたことにより、病院の患者さんなども参加できるようになった。
・半面は静岡北特別支援学校の生徒が野外学習として管理している。

③堤防花壇の管理・除草 / 地域の庭を作る会

■日時/期間

年間を通して維持管理（作業は月１回程度）

■結果・課題など

・堤防の景観が保たれ、幼稚園や病院患者の散策コースとして利用されている。
・静岡北特別支援学校と連携し、生徒が水やりを行っている。

④堆肥作り/ 静岡北特別支援学校

■日時/期間

年間を通して実施

■結果・課題など

・北特別支援学校における作業学習の中で堆肥作りを実施。

（4）事務局

①クリーン作戦

■日時/期間

開催：平成 30 年 5 月 19 日（土）

■結果・課題など

・企業や地域住民の方々など約 400 名弱が参加し、草刈りや集草作業、ゴミ拾いなどを行った。

②各種イベントや施設でのパネル展示

■日時/期間

平成 30 年 8 月 25 日（土）

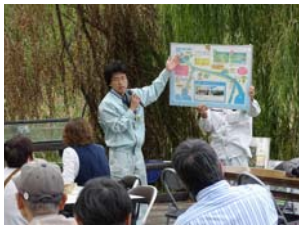
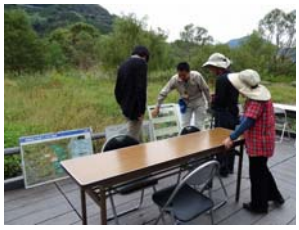

■結果・課題など

・流通センター夏祭り、サクラタデ観察会にてパネル展示を行い、治水事業や協議会取組みなどの周知を図った。

③ホームページ維持管理、会報発行

■日時/期間

ホームページ：年間を通して維持管理

協議会ホームページ

■結果・課題など

・イベントの広報、協議会取組みなどの周知。

・支援学校と連携し、ホームページを維持管理している。

3. 部会の取組み箇所

1-5. サクラタデ観察会
1-9. 湿地の維持管理
1-3. 夜の昆虫観察会
第４工区
1-7. オニバスの保全
2-1. 水田整備
第１工区
ベーテル安東川ネット活動エリア
3-3. 堤防花壇の管理・除草
2-2. ハスの保全
1-6. お散歩観察会
第 2-2 工区
3-1. 福祉水田
3-2. 福祉農園
1-10. 埋土種子実験
3-4. 堆肥作り
第 2-1 工区
1-2. オニバス観察会
1-7. オニバスの保全
1-4. ミズアオイ観察会
1-8. ミズアオイ生育箇所の撹乱
第３工区

資料6

会　　則

（名称）

第1条　　この会は、「ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク」と称する。

（目的）

第2条　　ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク（以下ベーテル安東川ネットと称する）は、麻機遊水地の自然再生を進め、遊水地の価値を高め、ベーテル安東川エリアの立地特性や自然環境を活用し、地域住民、幼児・小中高校生、福祉関連施設や自治会・町内会、学校、行政、企業などとの連携を図り、安心安全に暮らすことができる地域づくりを進める。また、障害者の自立支援、地域参加の場を創出するための取り組みを行う。そして、ドイツベーテルのように、誰もが生きがいや誇りをもって暮らせる共生社会の実現をこのベーテル安東川エリアで目指す。

（活動）

第3条　ベーテル安東川ネットは以下の活動に関し検討し、実施するものとする。

(1)　ベーテル安東川エリアの自然再生や地域コミュニティの活性化や観光・交流の場を創出する。

(2)　ベーテル安東川エリアにおいて自然、文化に関する知識、理解、交流を深める場を創出する。

(3)　ホタルをはじめとした水生昆虫やオニバスなど貴重な水生植物が生育できる環境の保持につとめると共に自然とのふれあいの場を創出する。

(4)　環境教育の場、農業や文化、風習の継承、将来の地域を担う人材の育成の場を創出する。

（会員）

第4条

(1) 会員はベーテル安東川ネットの目的や活動に賛同する個人、団体、企業等によって構成される。

(2) ベーテル安東川ネットは「麻機遊水地保全活用推進協議会」に所属するものとする。

（役員）

第5条（1）ベーテル安東川ネットは次の役員を置く。

①　代　表　　1名

②　副代表　若干名

③　事務局長　1名

④　運営委員　若干名

⑤　顧　問　　若干名

⑥　相談役　　若干名

⑦　会計　　1名

⑧　監査　　2名

（2）役員の任期は2年とし再選を妨げない。

（運営）

第6条　(1) 年間事業方針は総会によって決定する。

（臨時総会は代表、運営委員によって決定する）

(2) 日常活動は運営委員によって決定する。

(3) 事務局長は、会議の議事・進行にあたる。

（会計）

第7条　(1) ベーテル安東川ネットの財政は寄付金等によって賄われる。

(2)「麻機遊水地保全活用推進協議会」の事業活動交付金を受けることができる。

(3) 会計上の予算・決算は総会にて決定する。

（会計年度は4月から翌年3月までとする）

（その他）

第8条　ベーテル安東川ネットの事務局は重症心身障害児施設つばさ静岡に置く。

（附則）

この会則は、2018年7月4日から施行する。

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第１条　麻機遊水地保全活用推進協議会（以下、「協議会」という。）は、麻機遊水地とその周辺地域における自然の再生、維持を目的とした活動（以下「保全」という。）と、保全をより円滑に行うための経済基盤の確立と麻機遊水地の魅力を内外に向けて発信することを目的とした活動（以下「活用」という。）の推進及び支援をするため、協議会に所属する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる行動計画に準ずる活動を行う事業で、協議会会長が必要と認めるものとする。

（１）良好な水環境の再生

（２）人と自然との持続的な関わりづくり

（３）在来種の保全と生態系のバランスを保つ

（４）周辺とのネットワークづくり

２　補助事業は当該年度内に完了しなければならない。

（補助対象団体）

第３条　補助の対象となる団体は、協議会かつ部会に所属し、補助事業を行う団体とする。団体の最低構成人数は５人以上とし、複数の団体の構成員が同一であっても、事業内容及び事業実施場所に重複がない場合は補助対象とする。

（補助対象経費）

第４条　補助事業の経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、広報費、使用料及び賃借料、役務費で、別表に掲げる内容に支出するものであることとする。なお、行政機関に所属する者に対する旅費、人件費、報奨費、謝礼に類するものは補助金の交付対象外とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助事業に関わる総事業費から他の補助金・交付金の額を控除した額とし、１団体につき４月１日から翌年３月31日までの年間合計で20万円を上限とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体（以下、「申請者」という。）は、12月15日（ただし、その日が日曜日または土曜日に当たるときは、その前日の金曜日とする。）までに、次の各号に掲げる書類を協議会長に提出しなければならない。

（１）麻機遊水地活動費補助金交付申請書　　（様式第１号）
（２）年間事業計画書　　（様式第２号）
（３）予算書　　（様式第３号）
（４）支出内訳書　　（様式第４号）
（５）支出内訳書の参考資料
（６）口座情報が確認できる通帳の写し
（７）構成員名簿
（８）平面図

（補助金交付の決定等）

第７条　協議会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、麻機遊水地活動費補助金交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　申請者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を完了の日から30日以内に会長に提出しなければならない。また、予算を流用した場合は、その旨を支出内訳書に記載しなければならない。ただし、科目をまたいだ流用を認めない。

（１）補助事業実績報告書　　（様式第６号）
（２）決算書　　（様式第３号）
（３）支出内訳書　　（様式第４号）
（４）物品購入に伴う納品書の写し
（５）領収書の写し
（６）購入又は借り上げした資機材等の写真
（７）事業内容が確認できる写真（書面及び電子データ）
（８）事業内容に調査が含まれる場合、その調査結果が確認できるもの
（９）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第９条　協議会長は、第５条の規定により提出された書類を審査のうえ、４月30日までに当該年度の補助金を交付する。

２　補助金は申請書に記載された指定口座への振込みにより交付する。

３　指定口座は団体の口座であることが確認できるものに限る。

（補助金の返還等）

第10条　協議会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（１）実績報告に不備がある場合

（２）事業が予定の期間内に終了しない場合

（３）事業の遂行が困難になった場合

（４）決定金額から使用金額を減じた額に余剰が生じた場合

（５）実施する事業内容が補助の目的に反した場合

（６）事業の実績報告を期日までに行わず、また勧奨にも応じない場合

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、協議会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前にした補助事業に係る経費は申請の対象外とする。

３　施行開始年度の補助事業の申請について、第５条の「４月１日」とあるのは「施行期日」、第６条の「12月15日」とあるのは「10月31日」、第９条の「４月30日」とあるのは「12月28日」と読み替えるものとする。

別表（第４条関係）

	補助対象経費	概要
報償費	人件費	１人１日500 円以内、かつ、申請金額総額の３割を限度とする。）
	講師謝金	外部招聘のみとする。講師の旅費を含む。
消耗品費（使用することで著しく消耗し、長期の利用が困難と認めるものが該当する。）	草刈替刃、鋸、鎌、ロープ、パレット、燃料、油脂類	見込みの利用量で計算すること。 具体的な型番等は不要とする。
	事務用品	筆記用具等。内訳記載時、 具体的な型番等は不要とする。
	紙代	団体等で打ち合わせの際に利用する分として。
	食糧費	補助対象事業に不可欠とされるものに限る。
	その他これに類するもの	
印刷製本費	イベント開催チラシ 啓発用パンフレット	印刷代。 ※デザイン料は役務費として計上すること。
	会議資料の印刷発注費 コピー使用料	外注の紙代。
広報費	雑誌掲載料、 インターネット掲載料、 その他これに類するもの	情報を発信するのに要する費用。
使用料及び賃借料	テントレンタル費、 テーブルレンタル費、 イスレンタル費、 トイレレンタル費、 会場借上げ料、レンタカー代	イベントの開催に要する費用を認める。
役務費	原稿料、イラスト料、耕耘作業料、 イベント保険料、受付事務手数料、 廃棄物処分手数料、 郵送料、通信運搬費	

その他、会長が特に必要と認めるもの

備考

次に掲げるものは、上記にかかわらず対象経費としない。

(1) 食事及び飲み物のうちアルコール類

(2) 商品券等の金券の購入代金

(3) 記念品等の購入経費

(4) 旅行を目的としたイベント等の旅費

(5) 家賃（敷金、礼金を含む。）

(6) 土地の取得、造成、補償等に関する経費

(7) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）

(8) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費

(9) その他事業実施に直接関係のない経費、会長が社会通念上適切でないと認めた経費等

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）
麻機遊水地保全活用推進協議会長

代表者：　　㊞

麻機遊水地活動費補助金交付申請書

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金の交付を受けたいので、麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

●団体情報

団体名		
構成員数	名	※構成員名簿を参考資料として添付してください。
所属する部会	□ 自然再生部会　□ 地域活性化部会　□ ベーテル麻機部会 （いずれかにレ点でチェックしてください。）	
団体連絡先	〒　：　　電話：　　（　　） 住　所： Ｍａｉｌ： 担当者：	

●申請金額及び事業が準ずる行動計画

申請金額	十万	万	千	百	十	円

行動計画	□ 良好な水環境の再生 □ 人と自然との持続的な関わりづくり □ 在来種の保全と生態系のバランスを保つ □ 周辺とのネットワークづくり （いずれかにレ点でチェックしてください。（複数可））

●口座情報　　※口座情報が確認できる通帳の写しを参考資料として添付してください。

振込先金融機関名	支店名（出張所名）	預金種別
		□ 普通預金 □ 当座預金

口座番号												
フリガナ												
口座名義												

・預金種別は、いずれかにレ点でチェックしてください。
・口座番号は左詰めで記入してください。
・フリガナは、濁点（゛）・半濁点（゜）も１マスを使用してください。

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

団体名：

代表者：　　㊞

年間事業計画書

●事業内容

目的	
事業場所	※ 平面図を参考資料として添付してください。
協力団体	

●スケジュール

	内容	従事者数	事業日数
４～６月			
７～９月			
10 月～12 月			
１月～３月			

様式第３号（第６，８条関係）

年　　月　　日

団体名：

代表者：　　㊞

予算書・決算書

総事業費	円

申請金額・使用金額	十万	万	千	百	十	円

●収入

内容	金額	備考
合計（総事業費）		

●支出

内容	金額	備考
合計（総事業費）		

【注意】

・第６条関係の場合、「予算書」及び「申請金額」に丸をつけ、「決算書」及び「使用金額」は二重線で消してください。

・第８条関係の場合、「決算書」及び「使用金額」に丸をつけ、「予算書」及び「申請金額」は二重線で消してください。

様式第４号（第６，８条関係）

年　　月　　日

団体名：

代表者：　　㊞

支出内訳書

●申請金額・使用金額の内訳

科目	摘要	単価（税込）	数量	金額（税込）
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
			合計	円

【注意】

・記入欄が足りない場合は、この様式を複写し利用してください。

・科目は下記から選択してください。（別表（第４条関係）参照のこと。）

①報償費、②消耗品費、③印刷製本費、④広報費、⑤使用料及び賃借料、⑥役務費

・内訳の根拠（予算の場合は参考資料、決算の場合は領収書の写し）を添付してください。

様式第５号（第７条関係）

麻遊協第　-　号
年　　月　　日

団体名
氏　名　　様

麻機遊水地保全活用推進協議会長

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業については、麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付の条件
（１）　交付申請書及び添付書類に記載した内容を変更しようとするとき、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
（２）　補助事業に当たっては、静岡市補助金等交付規則を遵守すること。
（３）　経理は厳格を期し、支出に関する関係書類を整備保管すること。

３　その他
補助金の目的外使用など、法令若しくは静岡市補助金等交付規則に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

麻機遊水地保全活用推進協議会事務局
静岡県静岡土木事務所　河川改良課
ＴＥＬ：　054-286-9364
静岡市　緑地政策課
ＴＥＬ：　054-221-1251

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

（あて先）
麻機遊水地保全活用推進協議会長

交付決定番号：　麻遊協第　-　号

団体名：

代表者：　　㊞

補助事業実績報告書

年　　月　　日付　　麻遊協第　　-　　号により補助金の交付決定を受けた麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業が完了したので、麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

●金額

	十万	万	千	百	十	円
決定金額						
使用金額						

●事業報告

事業実施日	内容及び成果	従事者数	事業日数

申請の流れ

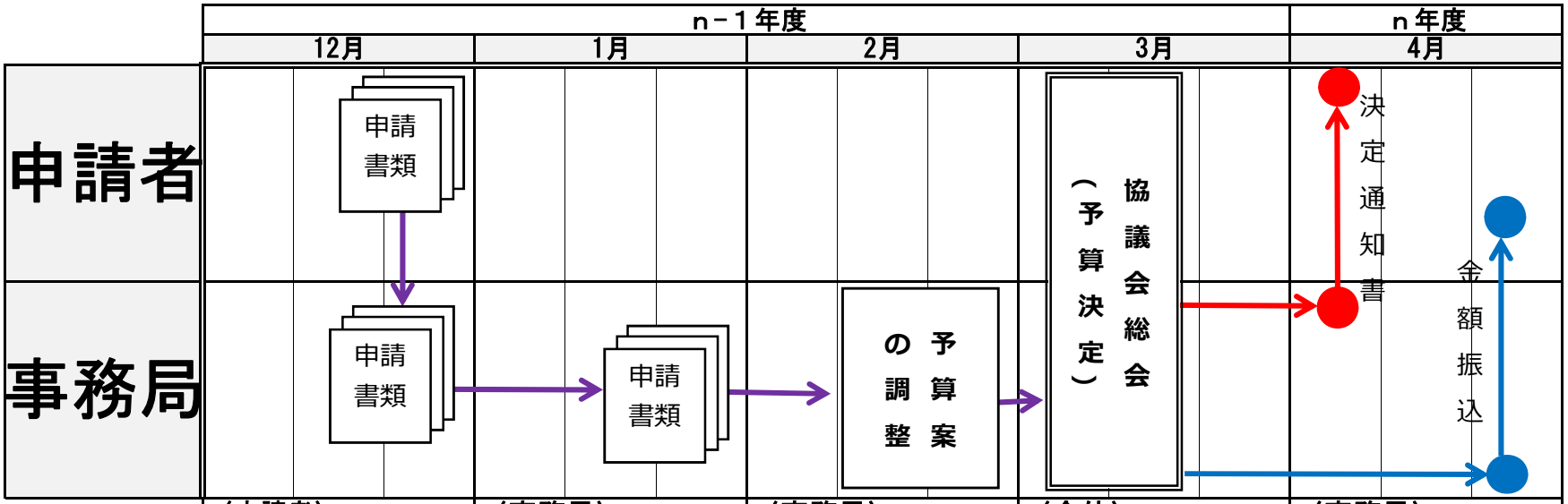

〈申請者〉 期日（12月15日）まで事務局に申請書を提出する。 〈事務局〉 書類の不備がないこと（決められた提出書類、特に参考書類があるか）を確認し、受付時に付番する。（n麻遊協第α－ｘ号）	〈事務局〉 1月下旬までに審査（決裁）を済ませる。	〈事務局〉 2月中旬までに申請を受けた金額を整理する。 〈事務局〉 申請内容をふまえ、2月中旬から下旬にかけて予算案の調整を行う。	〈全体〉 ３月上旬に総会開催、予算を決定する。 〈事務局〉 総会後、付番した文書番号を使用し、通知文を作成する。（n麻遊協第α－ｘ号）	〈事務局〉 ４月上旬に交付対象者に決定通知書を送付する。また、申請書原本を保管する。 〈事務局〉 期日（４月30日）までに交付対象者に決定金額を振り込む。

報告書の流れ

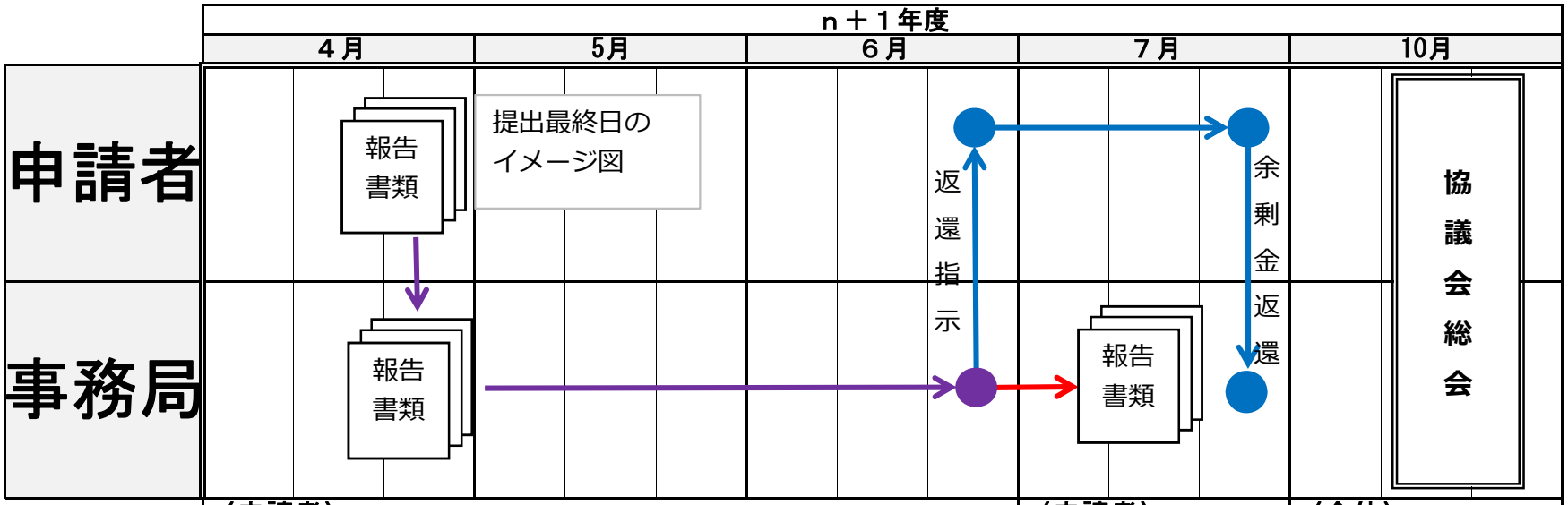

〈申請者〉
活動から30日以内に事務局に報告書を提出する。（提出最終日：４月30日）

〈事務局〉
書類の不備がないことを確認し、受付時に付番する。（n麻遊協第β－ｙ号）
報告を受付けてから２か月以内に審査（決裁）する。また、申請を受けた金額を整理し、余剰金が発生する場合は受給者に返還の指示をする。（期限：報告日から60日以内）

〈申請者〉
返還の指示を受けてから１か月以内に、協議会口座に振込を済ませる。

〈事務局〉
報告書原本を保管する。また、振込を確認する。

〈全体〉
10月中旬に総会開催、決算報告をする。

〈申請者〉
総会にて、昨年度の活動実績を報告する。

提出書見本　―交付の申請―

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体（以下、「申請者」という。）は、12月15日（ただし、その日が日曜日または土曜日に当たるときは、その前日の金曜日とする。）までに、次の各号に掲げる書類を協議会長に提出しなければならない。

（１）麻機遊水地活動費補助金交付申請書　　（様式第１号）

（２）年間事業計画書　　（様式第２号）

（３）予算書　　（様式第３号）

（４）支出内訳書　　（様式第４号）

（５）支出内訳書の参考資料

（６）口座情報が確認できる通帳の写し

（７）構成員名簿

（８）平面図

様式第１号（第６条関係）

30 年 10 月 16 日

記名＋押印

（あて先）
麻機遊水地保全活用推進協議会長

代表者：　静岡　太郎　㊞

麻機遊水地活動費補助金交付申請書

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金の交付を受けたいので、麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式に定めはありません。
氏名等を確認できるものをご準備ください。

●団体情報

団体名	麻機〇〇プロジェクトチーム	
構成員数	20　名	※構成員名簿を参考資料として添付してください。
所属する部会	☑自然再生部会　☐ 地域活性化部会　☐ ベーテル麻機部会 （いずれかにレ点でチェックしてください。）	
団体連絡先	〒：422-8602　電話：054（251）1251 住　所：静岡市葵区追手町5-1 Ｍａｉｌ：maru.maru.PT@〇〇〇〇.com 担当者：静岡　太郎	

●申請金額及び事業が準ずる行動計画

申請金額	十万	万	千	百	十	円
	1	0	0	0	0	0

行動計画	☐ 良好な水環境の再生 ☐ 人と自然との持続的な関わりづくり ☑ 在来種の保全と生態系のバランスを保つ ☑ 周辺とのネットワークづくり （いずれかにレ点でチェックしてください。（複数可））

●口座情報　※口座情報が確認できる通帳の写しを参考資料として添付してください。

振込先金融機関名	支店名（出張所名）	預金種別
〇〇銀行	〇〇支店	☑ 普通預金 ☐ 当座預金

口座番号	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	ア	サ	ハ	タ	マ	ル	マ	ル
	ェ	ク	ト	チ	ー	ム		タ
	フ	゜	ロ	シ	・	゜	゜	゜
	・	イ	ヒ	ョ	ウ	゜	゜	゜
口座名義	麻機〇〇プロジェクトチーム　代表　静岡　太郎							

・預金種別は、いずれかにレ点でチェックしてください。
・口座番号は左詰めで記入してください。
・フリガナは、濁点（゛）・半濁点（゜）も１マスを使用してください。

団体の口座であることがわかること。

様式第２号（第６条関係）

記名＋押印

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　　静岡　太郎　　㊞

年間事業計画書

●事業内容

目的	・事業の目標（例：麻機の固有種が毎年生育すること） ・事業の役割（例：観察会による周知活動）
事業場所	**あさはた緑地** 遊水地内の活動については、平面図と相違ないようご注意ください。 ※ 平面図を参考資料として添付してください。
協力団体	△△**株式会社**

スタッフ人数

●スケジュール

	内容	従事者数	事業日数
４～６月	**保全活動(草刈等)**	10	3
７～９月	**保全活動(草刈等)** **〇〇観察会**	10 10	3 1
10 月～12 月	**保全活動(草刈等)** **□□観察会**	10 10	3 1
１月～３月	**保全活動(草刈等)**	10	3

様式第３号（第６，８条関係）

記名＋押印

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　静岡　太郎　（静岡）

「決算書」に二重線をひく

予算書　~~決算書~~

総事業費	200,000 円

「使用金額」に二重線をひく

様式第１号と同額

申請金額　~~使用金額~~	十万	万	千	百		
	1	0	0	0	0	0

●収入

内容	金額	備考
麻機遊水地活動費補助金	100,000	
プロジクトチーム　会費	90,000	20 名分
前年繰越金	10,000	
合計（総事業費）	200,000	

様式第１号と同額

上記、総事業費と同額

●支出

内容	金額	備考
保全活動	100,000	12 回
〇〇観察会	50,000	
□□観察会	50,000	
合計（総事業費）	200,000	

上記、収入合計と同額

【注意】

・第６条関係の場合、「予算書」及び「申請金額」に丸をつけ、「決算書」及び「使用金額」は二重線で消してください。

・第８条関係の場合、「決算書」及び「使用金額」に丸をつけ、「予算書」及び「申請金額」は二重線で消してください。

様式第４号（第６，８条関係）

記名＋押印

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　　静岡　太郎　　静岡

支出内訳書

●申請金額・使用金額の内訳

科目	摘要	単価（税込）	数量	金額（税込）
例）②	草刈刃代	2,160 円	20	43,200 円
	・・	・・ 円	・・	・・ 円
	・・	・・ 円	・・	・・ 円
	・	・ 円	・	・ 円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
				円
		円		円
			合計	100,000 円

様式１号の申請金額と同額

【注意】
・記入欄が足りない場合は、この様式を複写し利用してください。
・科目は下記から選択してください。（別表（第４条関係）参照のこと。）
①報償費、②消耗品費、③印刷製本費、④広報費、⑤使用料及び賃借料、⑥役務費
・内訳の根拠（予算の場合は参考資料、決算の場合は領収書の写し）を添付してください。

平面図

活動場所に丸をつける。
活動場所が複数の場合、すべてに丸をつける。
※様式第２号と相違ないようご注意ください。
第４工区
第１工区
第2-2工区
第2-1工区
第３工区

提出書見本　―実績報告―

（実績報告）

第８条　申請者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を完了の日から30日以内に会長に提出しなければならない。また、予算を流用した場合は、その旨を支出内訳書に記載しなければならない。

（１）補助事業実績報告書　（様式第６号）

（２）決算書　（様式第３号）

（３）支出内訳書　（様式第４号）

（４）物品購入に伴う納品書の写し

（５）領収書の写し

（６）購入又は借り上げした資機材等の写真

（７）事業内容が確認できる写真（書面及び電子データ）

（８）事業内容に調査が含まれる場合、その調査結果が確認できるもの

（９）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

様式第６号（第８条関係）

31 年　3月　31 日

（あて先）
麻機遊水地保全活用推進協議会長

記名＋押印

交付決定番号：30 麻遊協第〇 - 〇号

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　　静岡　太郎　㊞

補助事業実績報告書

31 年　3月　31 日付 30 麻遊協第〇 - 〇号により補助金の交付決定を受けた麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業が完了したので、麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

麻機遊水地活動費補助金交付決定通知書（様式第５号）と同額

●金額

	十万	万	千	百	十	円
決定金額	1	0	0	0	0	0

実際に使用した金額。
※　決定金額から使用金額を減じた額の余剰分は返還の対象です。

使用金額	1	0	0	0	0	0

●事業報告

事業実施日	内容及び成果	従事者数	事業日数

事業実施日　：活動日、イベント開催日を記入。
　　年間を通して活動している場合、「年間」と記入。
内容及び成果：活動名目と参加人数などの実績（できるだけ具体的に）を記入。
　　※草刈による観察場所の維持管理等、関連する事項の実績でも可。
従事者数　　：スタッフ数を記入。
事業日数　　：事業の活動日数を記入。
　　年間の活動の場合、合計数を記入。

※様式に収まらない場合は、同じ項目を記載した書類を別途ご準備ください。

様式第３号（第６，８条関係）

記名＋押印

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　静岡　太郎　（静岡）

「予算書」に二重線

~~予算書~~・決算書

実際に要した事業費

総事業費	200,000	円

「申請金額」に二重線

様式第６号の使用金額と同額

	十万	万	千	百	十	円
~~申請金額~~・使用金額	1	0	0	0	0	0

●収入

内容	金額	備考
麻機遊水地活動費補助金	100,000	
プロジクトチーム　会費	90,000	20 名分
前年繰越金	10,000	
合計（総事業費）	200,000	

麻機遊水地活動費補助金交付決定通知書（様式第５号）と同額

●支出

内容	金額	備考
保全活動	100,000	12 回
〇〇観察会	50,000	
□□観察会	50,000	
合計（総事業費）	200,000	

上記、総事業費と同額

【注意】

・第６条関係の場合、「予算書」及び「申請金額」に丸をつけ、「決算書」及び「使用金額」は二重線で消してください。

・第８条関係の場合、「決算書」及び「使用金額」に丸をつけ、「予算書」及び「申請金額」は二重線で消してください。

様式第４号（第６，８条関係）

記名＋押印

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　　静岡　太郎　　静岡

支出内訳書

●申請金額・使用金額の内訳

科目	摘要	単価（税込）	数量	金額（税込）
例）②	草刈刃代	2,160 円	20	43,200 円
	・・	・・ 円	・・	・・ 円
	・・	・・ 円	・・	・・ 円
	・	・ 円	・	・ 円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
			合計	100,000 円

様式６号の使用金額と同額
※　団体の支出総内訳を記入する必要はありません。補助金を使用した分だけ記入してください。

【注意】
・記入欄が足りない場合は、この様式を複写し利用してください。
・科目は下記から選択してください。（別表（第４条関係）参照のこと。）
①報償費、②消耗品費、③印刷製本費、④広報費、⑤使用料及び賃借料、⑥役務費
・内訳の根拠（予算の場合は参考資料、決算の場合は領収書の写し）を添付してください。

平成 30 年 10 月 16 日作成

申請に関する補足資料（案）

平成 30 年 10 月 16 日施行予定麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱について、下記のとおり取り扱いについて定める。

（人件費の対象）

人件費の対象は、活動に従事するすべての人が対象である。

（人件費の申請方法）

1. 人件費を支出する予定の活動は「年間事業計画書」に内容を記載する際、内容の末尾に“(整理番号：●)”と記入する。

   例：草刈（整理番号１）

2. 「麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業　従事者数一覧表」に各活動に従事する予定の人数、時間、および金額を記入する。
3. 「支出内訳書」は、科目は“①”、摘要は“人件費（整理番号●)”、金額（税込）には活動費の総額を記入し、単価（税込）及び数量は空欄にする。

（人件費の報告方法）

1. 人件費を支出した活動は「補助事業実績報告書」に内容を記載する際、内容の末尾に“(整理番号：●)”と記入する。

   例：草刈（整理番号１）

2. 「麻麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業参加者名簿」に各活動に従事した者の氏名、住所、時間、金額、記入し、受領印を押印する。
3. 「支出内訳書」は、科目は“①”、摘要は“人件費（整理番号●)”、金額（税込）には活動費の総額を記入し、単価（税込）及び数量は空欄にする。

（講師謝金について）

1. 講師謝金を申請する際は、金額の根拠となる見積書を必ず提出すること。
2. 講師謝金に係る事業については、申請団体に限らず、他の協議会員も参加できるようにすること。

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業　従事者数

年　　月　　日

団体名：

代表者：　　㊞

整理番号		活動予定日	
活動内容			
従事予定者数		金額	円

整理番号		活動予定日	
活動内容			
従事予定者数		金額	円

整理番号		活動予定日	
活動内容			
従事予定者数		金額	円

整理番号		活動予定日	
活動内容			
従事予定者数		金額	円

整理番号		活動予定日	
活動内容			
従事予定者数		金額	円

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業参加者名簿

年　　月　　日

団体名：

代表者：　　㊞

事　業　日		整　理　番　号		
事業内容				
氏　名	住　所	作業時間	金　額	確認印
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞
		時間	円	㊞

様式第４号（第６，８条関係）

30 年 10 月 16 日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：　　静岡　太郎　　㊞

支出内訳書

●申請金額・使用金額の内訳

科目	摘要	単価（税込）	数量	金額（税込）
①	人件費(整理番号:1)	円		2,000 円
	人件費は整理番号がわかるように	円		円
①	講師謝金(10月1日開催)	円		20,000 円
	開催日を明記する	円		円
②	草刈替刃	2,160 円	50	108,000 円
②	筆記用具	1,080 円	5	5,400 円
	具体的な型番等は不要	円		円
③	〇〇観察会チラシ	17.28 円	1,000	17,280 円
	１枚あたりの単価（税込）、印刷部数を記入	円		円
④	雑誌掲載料	単価、数量不要		10,000 円
		円		円
⑤	テントレンタル費	4,320 円	5	21,600 円
	単価＝１件の依頼費用	円		円
⑥	耕耘作業料	32,400 円	2	64,800 円
	超過分、会費より負担	円		円
	申請金額より超過した分をどのように補填するか記入する。		合計	200,000 円

- 事業ごとに支出内訳を記載する必要はない。
  例）草刈を年 10 回予定、１回に５枚草刈刃を使用する予定。
  →年間合計５０枚として申請する。

- ただし、チラシ印刷等まとめてしまうと単価計算が変わってしまうものはそれぞれ記入する。
  例）依頼予定の印刷会社では、印刷数 2,000 枚未満は税抜 16 円、2,000 枚以上は税抜 14 円になる。
  →年２回イベントを開催し各 1,000 枚チラシを作成予定。年間合計 2,000 枚としてしまうと単価が合わないため、それぞれ記入する。（摘要には“イベント名”チラシと記載する。）

資料８

平成30年度歳入歳出補正予算(案)

（歳入の部）　　※　当初予算から利息のみ増額

（単位：円、△印は減）

科目		補正予算額（A）	当初予算額（B）	比較（A−B）	備考
負担金		14,000,000	14,000,000	0	
	静岡県	7,000,000	7,000,000	0	
	静岡市	7,000,000	7,000,000	0	
繰越金		3,406,994	3,406,994	0	
利息		46		46	
合計		17,407,040	17,406,994	46	

（歳出の部）

（単位：円、△印は減）

科目	補正予算額（A）	当初予算額（B）	比較（A−B）	備考
協議会活動経費	2,862,000	4,558,000	△ 1,696,000	調査、資材にかかる経費 ※　補助金交付費、委託費へ流用
補助金交付費	1,200,000		1,200,000	補助金制度に係る科目の新設
報酬費	414,000	414,000	0	協議会委員への報償費
委託費	12,733,200	12,192,000	541,200	広報資料作成費 事務局運営補助委託経費 オルソ画像作成委託 植生調査委託費 フェスタ設営補助委託料
運営経費	150,000	150,000	0	振込手数料、サーバーレンタル料
予備費	47,840	92,994	△ 45,154	利息は予備費にあてる。 ※　補助金交付費へ流用
合計	17,407,040	17,406,994	46	

※必要に応じて科目間の流用を認める

資料 9

■協議会年間スケジュール

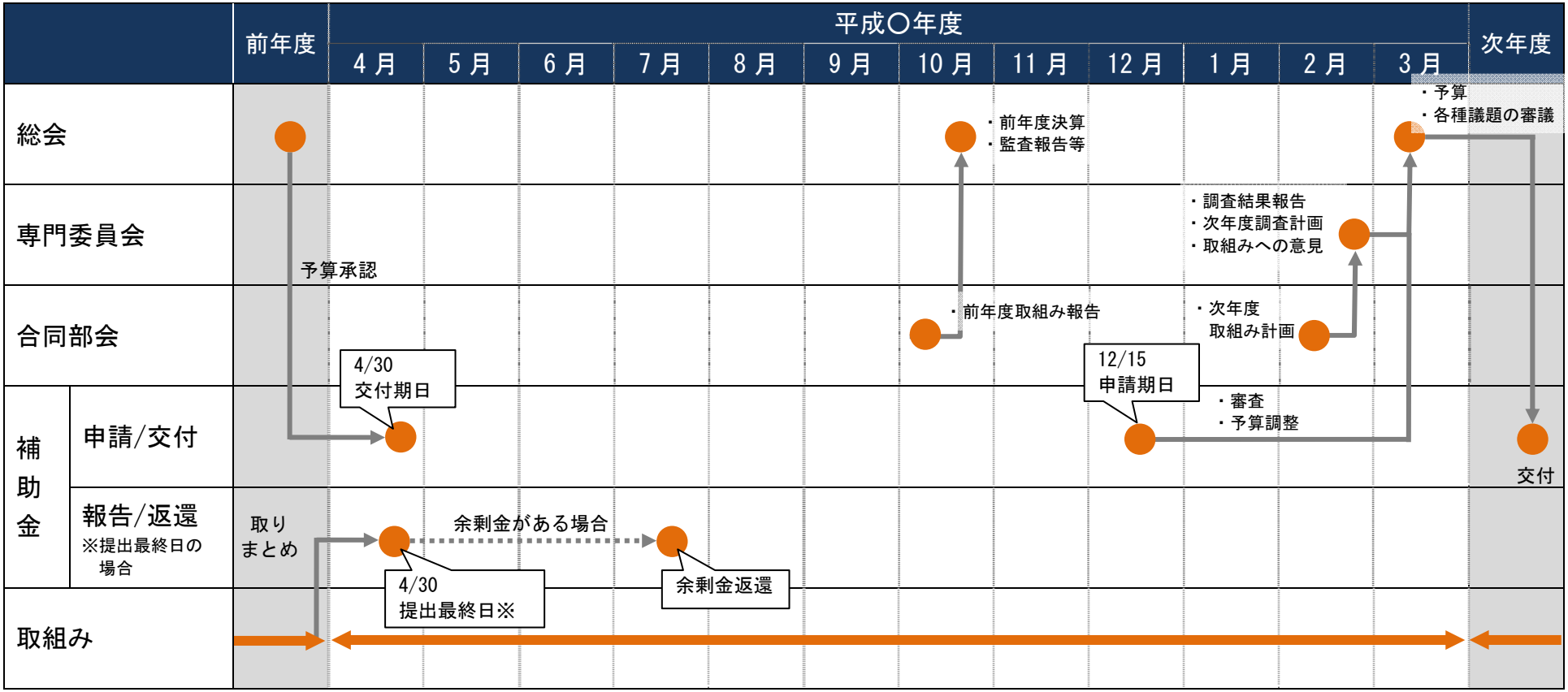

※報告書提出は活動から 30 日以内

資料 10

自然再生協議会全国会議について

自然再生推進法が平成 15 年 1 月 1 日に施行されてから 10 年以上が経過し、全国で自然再生協議会が 25 団体設立され、地域毎の取組が進められている。

環境省では、全国の自然再生協議会等の構成員がその取組状況について情報交換を実施し、参考となる事例や課題への対応策等の情報共有を図るとともに、自然再生事業地の現地視察等を行うことで、さらなる自然再生の推進を図っていくことを目的として、毎年、自然再生協議会全国会議を開催している。

今年度の自然再生協議会全国会議の開催場所として麻機遊水地が選定され、11 月 26 日（月）、27 日（火）に開催することとなった。

参考：平成 29 年度自然再生協議会全国会議概要（宮城県伊豆沼）

1. 開催場所

・現地視察：伊豆沼

・会 議：宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター（鳥館）研修室

2. 実施内容

●１日目

（１）開催挨拶 （主催 環境省 伊豆沼・内沼自然再生協議会 会長）

（２）特別講演 （(公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 [redacted]）

（３）全体会議 （事前質問票の回答紹介・意見交換）

（４）現地視察 伊豆沼・内沼自然再生協議会の取り組み（(公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団）

（５）懇親会

●２日目

（１）全体会議 （事前質問票の回答紹介・意見交換）

（２）分科会（テーマ：自然再生の成果とその活用）

（３）全体発表

（４）閉会挨拶

（５）アンケートの記入

3. 参加団体

自然再生協議会、協議会設立を目指す団体、関係省庁（農林水産省、環境省）

自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図

H30.3月末現在

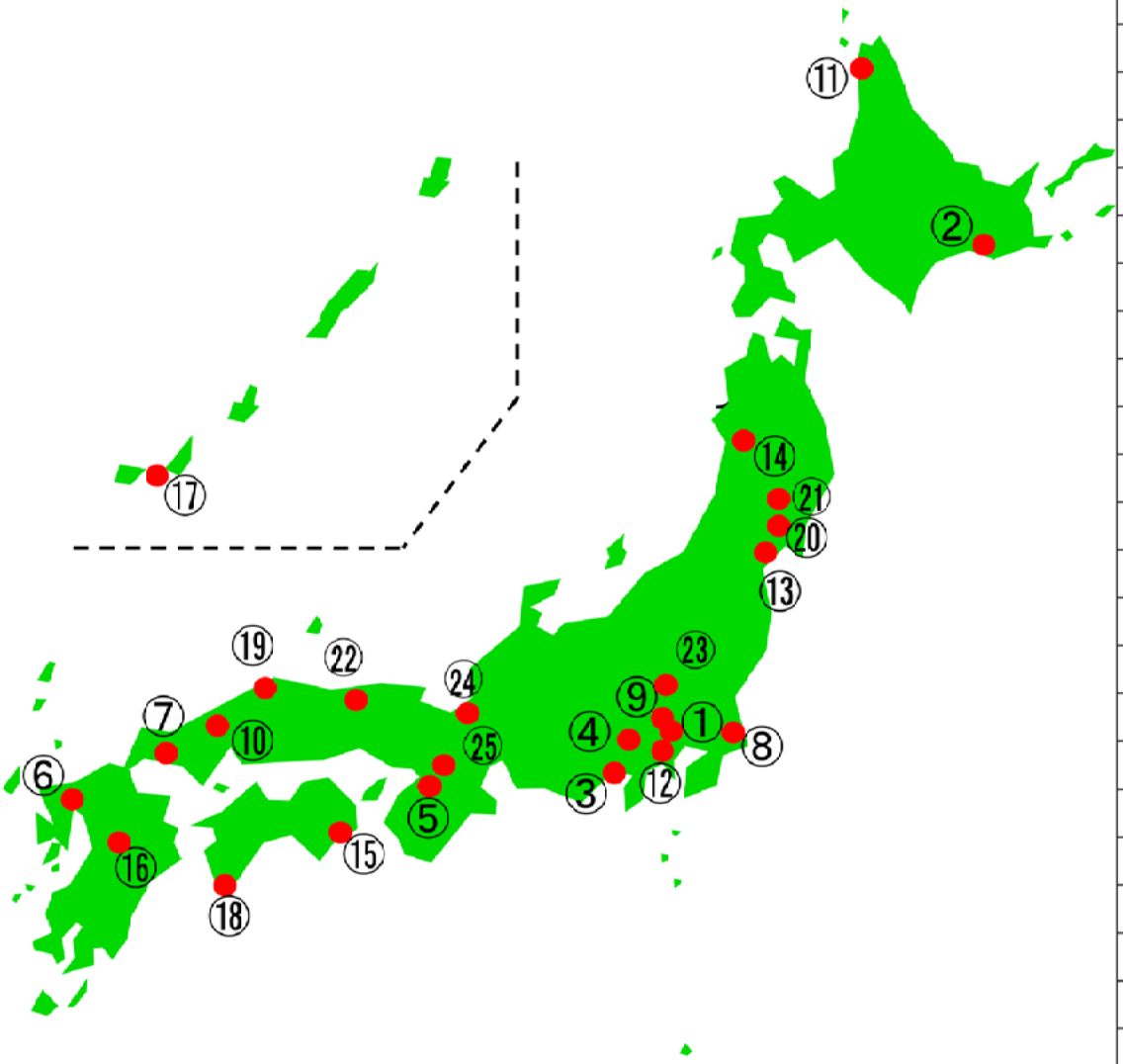

	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	麻機遊水地保全活用推進協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	樫原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	椹野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海域公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉑	久保川イーハートーブ自然再生協議会	H21.5.16
㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉓	多々良沼・城沼自然再生協議会	H22.4.10
㉔	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉕	高安自然再生協議会	H26.1.14